

目次

第一章 略

第二章 有形文化財

 第一節 指定有形文化財（第二条―第十七条）

 第二節 登録有形文化財（第十七条の二―第十七条の十）

第三章 無形文化財

 第一節 指定無形文化財（第十八条・第十九条）

 第二節 登録無形文化財（第十九条の二）

第四章 民俗文化財

 第一節 指定有形民俗文化財及び指定無形民俗文化財（第二十条・第二十一条）

 第二節 登録有形民俗文化財（第二十一条の二―第二十一条の四）

第五章 記念物

 第一節 指定史跡名勝天然記念物（第二十二条―第二十六条）

 第二節 登録記念物（第二十六条の五）

第五章の二 第六章 略

附則

第二章 有形文化財

第一節 指定有形文化財

（維持の措置の範囲）

第十一条 条例第十四条第一項ただし書に規定する維持の措置は、現状変更のうち次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するものとする。

一 指定有形文化財が毀損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該指定有形文化財をその指定当時の原状（指定有形文化財の現状変更等の許可を受けた場合においては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 指定有形文化財が毀損している場合において、当該毀損の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。

目次

第一章 略

第二章 指定有形文化財（第二条―第十七条）

第三章 指定無形文化財（第十八条・第十九条）

第四章 指定有形民俗文化財及び指定無形民俗文化財（第二十条・第二十一条）

第五章 指定史跡名勝天然記念物（第二十二条―第二十六条）

第五章の二 第六章 略

附則

第二章 指定有形文化財

（新設）

（維持の措置の範囲）

第十一条 条例第十四条第二項ただし書の規定により許可を受けることを要しない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一 指定有形文化財がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該指定有形文化財をその指定当時の原状（指定有形文化財の現状変更等の許可を受けた場合においては、当該許可を受けたときの原状）に復するとき。

二 指定有形文化財がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

第二節 登録有形文化財

(登録証)

第十七条の二 条例第十九条の二第七項に規定する登録証（以下「登録証」という。）は、別記第十一号様式の二のとおりとする。

(新設)

(新設)

(登録証の再交付申請)

第十七条の三 登録証を滅失し、若しくは毀損し、又は亡失し、若しくは盗難に遭つたときは、登録証再交付申請書（別記第十一号様式の三）を提出することができる。

(新設)

(管理責任者の選任及び解任の届出)

第十七条の四 条例第十九条の四第三項において準用する条例第六条第三項の規定による管理責任者を選任し、又は解任したときの届出は、登録有形文化財管理責任者選任（解任）届出書（別記第十一号様式の四）によるものとする。

(新設)

(所有者変更等の届出)

第十七条の五 条例第十九条の四第三項において準用する条例第七条第一項の規定による所有者の変更の届出は、登録有形文化財所有者変更届出書（別記第十一号様式の五）によるものとする。

(新設)

2 条例第十九条の四第三項において準用する条例第七条第二項の規定による氏名若しくは名称又は住所の変更の届出は、登録有形文化財所有者氏名等変更届出書（別記第十一号様式の六）によるものとする。

(滅失、毀損等の届出)

第十七条の六 条例第十九条の四第三項において準用する条例第八条の規定による全部又は一部の滅失若しくは毀損又は亡失若しくは盗難に遭つた場合の届出は、登録有形文化財滅失（毀損）（亡失）（盗難）届出書（別記第十一号様式の七）によるものとする。

(新設)

(所在の場所の変更届)

第十七条の七 条例第十九条の四第三項において準用する条例第九条の規定による所在の場所の変更の届出は、登録有形文化財所在場所変更届出書（別記

(新設)

第十一号様式の八) によるものとする。

(所在の場所の変更の届出を要しない場合等)

第十七条の八 条例第十九条の四第三項において準用する条例第九条ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 条例第十九条の五第一項の規定による届出をして行う現状変更のために所在の場所を変更しようとするとき。

二 条例第十九条の四第三項において準用する条例第九条の規定により届出を行つて所在の場所を変更した後、登録有形文化財所在場所変更届に記載した時期において、復することを明らかにした場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき及び前号に掲げる所在の場所の変更をした後、変更前の所在の場所又は登録証に記載された所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。

三 公衆の観覧に供するために所在の場所を変更しようとするとき。

四 前各号に掲げる場合以外の場合であつて、所在の場所の変更の期間が六十日を超えないとき。

2 第八条第二項の規定は、条例第十九条の四第三項において準用する条例第九条ただし書の規定により所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる場合について準用する。

(現状変更の届出)

第十七条の九 条例第十九条の五第一項の規定による現状変更の届出は、登録有形文化財現状変更届出書(別記第十一号様式の九)によるものとする。

2 前項の届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(維持の措置の範囲)

第十七条の十 条例第十九条の五第一項ただし書に規定する維持の措置は、現状変更のうち次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するものとする。

一 建造物である登録有形文化財にあつては、登録当時の原状(登録有形文化財の現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状)の通常望見できる外観を損なう範囲が当該外観の四分の一以下であるとき(移築の場合を除く)。

(新設)

(新設)

(新設)

二 建造物以外のものである登録有形文化財にあつては、当該登録有形文化財が毀損している場合において、その価値に著しい影響を及ぼすことなく当該登録有形文化財をその登録当時の原状（登録有形文化財の現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）に復するとき。

三 登録有形文化財が毀損しており、又は毀損することが明らかに予見される場合において、当該毀損の拡大又は発生を防止するため応急の措置を執るとき。

第三章 無形文化財

第一節 指定無形文化財

第二節 登録無形文化財

（保持者の氏名変更等の届出）

第十九条の二 前条第一項の規定は、条例第二十五条の四前段の規定により届け出なければならぬ場合について準用する。

2 次の各号に掲げる場合における条例第二十五条の四の規定による届出は、それぞれ当該各号に定める届出書によるものとする。

一 前項において準用する前条第一項第一号及び第二号の場合並びに保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、又は構成員に異動を生じた場合 登録無形文化財保持者（保持団体）氏名等変更届出書（別記第十六号様式の二）

二 前項において準用する前条第一項第三号の場合 登録無形文化財保持者故障届出書（別記第十六号様式の三）

三 前項において準用する前条第一項第四号の場合及び保持団体が解散した場合 登録無形文化財保持者（保持団体）死亡（解散）届出書（別記第十六号様式の四）

第四章 民俗文化財

第一節 指定有形民俗文化財及び指定無形民俗文化財

（指定有形民俗文化財に関する準用）

第三章 指定無形文化財

（新設）

（新設）

（新設）

第四章 指定有形民俗文化財及び指定無形民俗文化財

（新設）

（指定有形民俗文化財の規定の準用）

第二十条 第二章第一節の規定は、指定有形民俗文化財に係る届出等について準用する。

第二節 登録有形民俗文化財

(現状変更の届出)

第二十一条の二 条例第三十二条の二第三項において準用する条例第十九条の五第一項の規定による現状変更の届出は、登録有形民俗文化財現状変更届出書(別記第十六号様式の五)によるものとする。

2 第十七条の九第二項の規定は、前項の届出に係る事項の変更について準用する。

(現状変更の届出を要しない場合)

第二十一条の三 条例第三十二条の二第三項において読み替えて準用する条例第十九条の五第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、現状変更に関する各号のいずれかに該当する場合とする。

一 登録有形民俗文化財の価値に影響を及ぼすことなく、当該登録有形民俗文化財の現状変更を行うとき。

二 登録有形民俗文化財が毀損しており、又は毀損することが明らかに予見される場合において、当該毀損の拡大又は発生を防止するため応急の措置を執るとき。

三 非常災害のために必要な応急措置を執るとき。

四 他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執るとき。

(登録有形民俗文化財に関する準用)

第二十一条の四 第十七条の二から第十七条の八までの規定は、登録有形民俗文化財について準用する。

第五章 記念物

第一節 指定史跡名勝天然記念物

(維持の措置の範囲)

第二十条 第二章指定有形文化財に関する規定は、指定有形民俗文化財に係る届出等について準用する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第五章 指定史跡名勝天然記念物

(新設)

(維持の措置の範囲)

第二十五条 条例第三十八条第一項ただし書に規定する維持の措置は、現状変更のうち次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（準用）

第二十五条の二 第四条から第六条まで及び第十二条の規定は、指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第二節 登録記念物

（現状変更の届出）

第二十六条の二 条例第三十九条の三において準用する条例第十九条の五第一項の規定による現状変更の届出は、登録記念物現状変更届出書（別記第十八号様式）によるものとする。

2 第十七条の十第二項の規定は、前項の規定による届出に係る事項の変更に~~ついて~~準用する。

（維持の措置の範囲）

第二十六条の三 条例第三十九条の三において準用する条例第十九条の五第一項ただし書に規定する維持の措置は、現状変更のうち次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するものとする。

- 一 登録記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該登録記念物をその登録当時の原状（登録記念物の現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）に復するとき。

二 登録記念物が毀損し、若しくは衰亡している場合又は登録記念物が毀損

第二十五条 条例第三十八条第二項ただし書の規定による許可を受けることを要しない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置を~~する~~するとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

し、若しくは衰亡することが明らかに予見される場合において、当該毀損又は衰亡の拡大又は発生を防止するため応急の措置を執るとき。

三 登録記念物の一部が毀損し、若しくは衰亡している場合又は登録記念物の一部が毀損し、若しくは衰亡することが明らかに予見される場合であり、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(土地の所在等の異動の届出)

第二十六条の四 条例第三十九条の三において準用する条例第三十七条の規定による土地の所在等の異動の届出は、登録記念物所在異動届出書（別記第九号様式）によるものとする。

(準用)

第二十六条の五 第十七条の四から第十七条の六までの規定は、登録記念物について準用する。

第五章の二 選定保存技術

(準用)

第二十七条 第三章第一節の規定は、選定保存技術について準用する。

(国の規定の準用)

第二十九条 条例及びこの規則の規定による指定、登録、認定、選択及び選定の基準については、国の基準の例によるものとする。

(新設)

(新設)

第五章の二 選定保存技術

(選定保存技術の規定の準用)

第二十七条 第三章の指定無形文化財の規定は、選定保存技術について準用する。

(国の規定の準用)

第二十九条 条例及びこの規則の規定による指定、認定、選択及び選定の基準については、国の基準の例によるものとする。